

別表第2（第9条関係）

事業名	費目	単位	
介護予防訪問サービス	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）	1月につき 1,176 単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅱ）	1月につき 2,349 単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅲ）	1月につき 3,727 単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅳ）	1回につき 268 単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅴ）	1回につき 268 単位	
	介護予防訪問サービス費（Ⅵ）	1回につき 287 単位	
	共生型介護 予防訪問サ ービス費	指定居宅介護事業所 で障害者居宅介護従 業者基礎研修課程修 了者等により行われ る場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅵ）までの項に係る単位に 70/100 を乗じた単位とする。
		指定居宅介護事業所 で重度訪問介護従業 者養成研修修了者に より行われる場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅵ）までの項に係る単位に 93/100 を乗じた単位とする。
		指定重度訪問介護事 業所が行う場合	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅵ）までの項に係る単位に 93/100 を乗じた単位とする。
	初回加算	1月につき 200 単位を加算する。	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき 100 単位を加算する。	
	生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 200 単位を加算する。	
	同一建物減算	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から介護予防 訪問サービス費（Ⅵ）までの項に係る単位に 90/100 を乗じた単位とする。	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物 減算までの項において算出した単位に 137/ 1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物 減算までの項において算出した単位に 100/ 1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物 減算までの項において算出した単位に 55/ 1000 を乗じた単位を加算する。	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護予防訪問サービス費（Ⅰ）から同一建物		

		減算までの項において算出した単位に 63/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)	介護予防訪問サービス費 (Ⅰ) から同一建物減算までの項において算出した単位に 42/1000 を乗じた単位を加算する。	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護予防訪問サービス費 (Ⅰ) から同一建物減算までの項において算出した単位に 24/1000 を乗じた単位を加算する。	
担い手登録型訪問サービス	担い手登録型訪問サービス費	1 回につき 193 単位	
介護予防通所サービス	介護予防通所サービス費 (Ⅰ) イ	1 月につき 1,672 単位 (事業対象者・要支援 1)	
	介護予防通所サービス費 (Ⅱ) ロ	1 月につき 3,428 単位 (事業対象者・要支援 2)	
	介護予防通所サービス費 (Ⅲ) ハ	1 月につき 1,672 単位 (要支援 2)	
	介護予防通所サービス費 (Ⅳ) ニ	1 回につき 384 単位 (事業対象者・要支援 1)	
	介護予防通所サービス費 (Ⅴ) ホ	1 回につき 384 単位 (事業対象者・要支援 2)	
	共生型介護 予防通所サ ービス費	指定生活介護事業所 が行う場合	介護予防通所サービス費 (Ⅰ) から介護予防通所サービス費 (Ⅴ) までの項に係る単位に 93/100 を乗じた単位とする。
		指定自立訓練事業所 が行う場合	介護予防通所サービス費 (Ⅰ) から介護予防通所サービス費 (Ⅴ) までの項に係る単位に 95/100 を乗じた単位とする。
		指定児童発達支援事 業所が行う場合	介護予防通所サービス費 (Ⅰ) から介護予防通所サービス費 (Ⅴ) までの項に係る単位に 90/100 を乗じた単位とする。
		指定放課後等デイサ ービス事業所が行う 場合	介護予防通所サービス費 (Ⅰ) から介護予防通所サービス費 (Ⅴ) までの項に係る単位に 90/100 を乗じた単位とする。
		若年性認知症利用者受入加算	1 月につき 240 単位を加算する。
		生活機能向上グループ活動加算	1 月につき 100 単位を加算する。
		運動器機能向上加算	1 月につき 225 単位を加算する。
		栄養アセスメント加算	1 月につき 50 単位を加算する。
		栄養改善加算	1 月につき 200 単位を加算する。
	口腔機能向上加算 (Ⅰ)	1 月につき 150 単位を加算する。	
	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1 月につき 160 単位を加算する。	
	選択的サービス複数実施加算 (Ⅰ)	1 月につき 480 単位を加算する。	
	選択的サービス複数実施加算 (Ⅱ)	1 月につき 700 単位を加算する。	
	事業所評価加算	1 月につき 120 単位を加算する。	

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1月につき 88 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1月につき 176 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ハ	1月につき 88 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）イ	1月につき 72 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ロ	1月につき 144 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）ハ	1月につき 72 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）イ	1月につき 24 単位を加算する。 (週 1 回) 事業対象者・要支援 1
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ロ	1月につき 48 単位を加算する。 (週 2 回) 事業対象者・要支援 2
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）ハ	1月につき 24 単位を加算する。 (週 1 回) 要支援 2
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき 100 単位を加算する。 (3 月に 1 回限度)
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき 200 単位を加算する。 ただし、運動機能向上加算を算定している場合は 1月につき 100 単位を加算する。
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1 回につき 20 単位を加算する。 (6 月に 1 回限度)
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1 回につき 5 単位を加算する。 (6 月に 1 回限度)
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 単位を加算する。
定員超過減算	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に 70/100 を乗じた単位とする。
看護・介護職員減算	介護予防通所サービス費（Ⅰ）から介護予防通所サービス費（Ⅴ）までの項に係る単位に 70/100 を乗じた単位とする。
同一建物減算(1)	1月につき 376 単位を減算する。 事業対象者・要支援 1
同一建物減算(2)	1月につき 752 単位を減算する。

		事業対象者・要支援 2
	同一建物減算(3)	1 回につき 85 単位を減算する。 事業対象者・要支援 1
	同一建物減算(4)	1 回につき 85 単位を減算する。 事業対象者・要支援 2
	介護職員処遇改善加算 (I)	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 59/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇改善加算 (II)	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 43/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員処遇改善加算 (III)	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 23/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等特定処遇改善加算 (I)	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 12/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等特定処遇改善加算 (II)	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 10/1000 を乗じた単位を加算する。
	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護予防通所サービス費 (I) イから同一建物減算(4)までの項において算出した単位に 11/1000 を乗じた単位を加算する。
担い手登録型 通所サービス	担い手登録型通所サービス費	1 回につき 188 単位
	送迎加算	1 回につき 35 単位を加算する。
	入浴加算	1 回につき 35 単位を加算する。
	定員超過減算	担い手登録型通所サービス費に係る単位に 70/100 を乗じた単位とする。
短期集中通所 サービス	短期集中通所サービス費	1 回につき 310 単位
	送迎加算	片道につき 47 単位
	初回訪問加算	1 回につき 302 単位
従来型ケア マネジメント	ケアマネジメント費	1 月につき 438 単位
	初回加算	1 月につき 300 単位を加算する。
	委託連携加算	1 月につき 300 単位を加算する。
初回型ケア マネジメント	ケアマネジメント費	1 月につき 738 単位